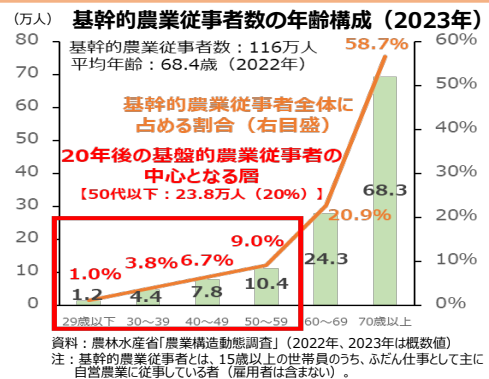


農業の生産性の向上のための スマート農業技術の活用促進に関する法律案の概要

背景

- 今後20年間で、基幹的農業従事者は現在の約 1 / 4（116万人→30万人）にまで減少することが見込まれ、**従来の生産方式を前提とした農業生産では、農業の持続的な発展や食料の安定供給を確保できない。**
- 農業者の減少下において生産水準が維持できる**生産性の高い食料供給体制を確立**するためには、農作業の効率化等に資する**スマート農業技術の活用と併せて生産方式の転換を進めるとともに、スマート農業技術等の開発・普及を図ることで、スマート農業技術の活用を促進する必要。**



法律案の概要

1. 基本方針の策定等

- スマート農業技術の活用促進に関する**基本理念**※¹や**国の責務**等を定める。（第3条から第5条まで関係）
 - **農林水産大臣**は、生産方式革新事業活動※²及び開発供給事業※³の促進に関する**基本的な方針**を定める。（第6条関係）
- ※1 国が生産方式革新事業活動の必要性・有効性に関する知識の普及・啓発を図るとともに、農業者等が生産方式革新事業活動に主体的・積極的に取り組む重要性、農研機構等の多様な関係者による産学官連携の重要性等を規定
- ※2 ①スマート農業技術を活用して行う農産物の生産又は農業の経営管理及び②その農作業の効率化等の効果を十分に発揮させるために併せて行う栽培方法の転換等の新たな生産方式の導入
- ※3 スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術の開発及び当該技術を活用した農業機械等やスマート農業技術活用サービスの供給

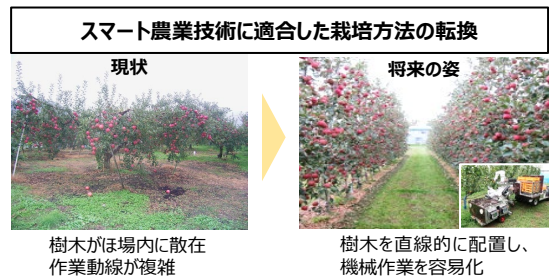
2. 計画認定制度の創設

（1）生産方式革新事業活動の取組の促進

- 生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等は、生産方式革新実施計画※を作成し、**農林水産大臣の認定**を受けることができる。（第7条関係）
- ※計画には、本法案において新たに位置付けた**スマート農業技術活用サービス**（専門作業受注型、機械設備供給型、人材供給型、データ分析型）の**提供**や**農産物・食品の流通・販売等の方式の転換**に係る取組を含めることができる。

<支援措置>

- ・ 行政手続のワンストップ化
 - 〔農作物栽培高度化施設に関する届出（農地法の特例）（第9条関係）〕
 - 〔農業用ドローン等の飛行許可・承認（航空法の特例）（第10条関係）〕
- ・ 指定野菜の契約取引に係る不作時の数量確保費用に対する支援（野菜生産出荷安定法の特例）（第11条関係）
- ・ 日本公庫の長期低利融資（株式会社日本政策金融公庫法の特例）（第12条関係）



（2）開発供給事業の取組の促進

- スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術の開発供給事業を行おうとする者は、開発供給実施計画を作成し、**農林水産大臣の認定**を受けることができる。（第13条関係）

<支援措置>

- ・ 行政手続のワンストップ化（航空法の特例）（第15条関係）
- ・ 新品種の出願料・登録料の減免（種苗法の特例）（第16条関係）
- ・ 農研機構の研究開発設備等の供用、専門家派遣等の協力（第17条関係）
- ・ 日本公庫の長期低利融資（株式会社日本政策金融公庫法の特例）（第18条関係）
- ・ 中小機構の債務保証（農業競争力強化支援法の特例）（第19条関係）

✓ このほか、**認定を受けた計画に対する税制特例を措置**

（（1）設備投資に係る特別償却（法人税・所得税）、（2）会社設立等の登記に係る登録免許税の軽減）

3. その他

- 生産方式革新事業活動・開発供給事業の取組に関する**情報の収集・整理・提供**、スマート農業技術を活用するための**農業生産基盤や高度情報通信ネットワークの整備、人材の育成・確保等の措置**、上記の**計画実施**に関する**指導・助言等の援助**に関する国・地方公共団体の措置を規定する。（第20条関係）
- 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法について所要の改正等を行う。（附則第5条関係）
※この他、同法の区分経理に係る規定の修正を行う。

施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（附則第1条関係）

スマート農業技術を活用して生産性向上に取り組む 農業者等への新たな支援制度がスタートします！

スマート農業技術活用促進法※

「生産方式革新実施計画」の認定を受けることで
さまざまな支援が受けられます。

計画認定を受けるメリット

➤ 日本政策金融公庫から長期低利の融資を受けられます。

- 償還期限を25年以内とする等、大規模投資にも対応
- 据置期間を5年以内とし、事業者の初期償還負担を軽減
- 貸付金の使途に長期運転資金も設定

➤ 設備投資の際、税制上の優遇措置が受けられます。

- 機械等の取得等をした場合に、特別償却を適用
- 特別償却により、導入当初の税負担を軽減

(その他の支援措置)

【出荷契約の際の
野菜法の特例の適用】



【行政手続のワンストップ化】

(航空法の特例)



(農地法の特例)



認定の対象となる事業活動については裏面へ ➡

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律
令和6年6月21日公布、令和6年10月1日施行予定です

申請者等

<申請者> 農業者又はその組織する団体

スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者が行う生産方式革新事業活動の促進に資する措置を計画に含めることも可能

認定の対象となる事業活動

スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセットで行い、農業の生産性を相当程度向上させる事業活動

スマート農業技術の活用 + 農産物の新たな生産の方式の導入

<取組例>



直播ドローンの活用



苗立ちが良いなど、
直播適性の高い品種の導入



ロボットトラクタの活用



複数の小区画ほ場を1つにまとめ（合筆）、
ロボットトラクタの作業効率を向上

出典：
合筆前圃場は国土
地理院空中写真



無人運搬ロボットの活用



省力樹形とし、直線的に配置する
ことにより、機械作業が容易に

スマート農業技術活用促進法については、
随時、新しい情報を農水省HPに掲載しますので、ご覧ください。

◆担当：農林水産省農産局技術普及課 TEL:03-6744-2218



スマート農業技術の開発とその供給に取り組む事業者への新たな支援制度がスタートします！

スマート農業技術活用促進法※

「開発供給実施計画」の認定を受けることで
さまざまな支援が受けられます。

計画認定を受けるメリット

➤ 日本政策金融公庫から長期低利の融資※を受けられます。

- 償還期限を25年以内とする等、大規模投資にも対応
- 据置期間を5年以内とし、事業者の初期償還負担を軽減
- 貸付金の使途に設備投資だけでなく長期運転資金も設定

※開発した製品の供給の取組に必要な資金が貸付対象です（研究開発の取組は貸付対象外）

➤ 農研機構が全国に有する
研究設備等を利用することができます。



試験ほ場



ロボットトラクタ

➤ 会社の設立や出資の受入れ等の際、
税制上の優遇措置が受けられます（登録免許税の軽減）。

➤ 行政手続のワンストップ化が可能です。

- ドローン等の無人航空機による農薬散布等の特定飛行を行う場合の航空法上の許可・承認の手続がワンストップ化されます。（航空法の特例）

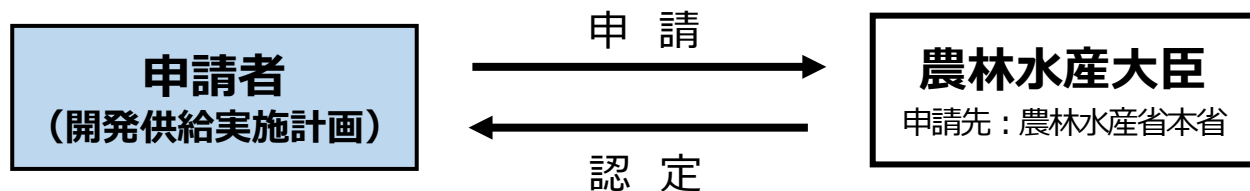
➤ 新品種の品種登録を行う場合の出願料・登録料が減免されます。
（種苗法の特例）

➤ 中小機構による債務保証が受けられます。
（農業競争力強化支援法の特例）

認定の対象となる事業活動については裏面へ ➡

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律
令和6年6月21日公布、**令和6年10月1日施行予定**です

認定のフローと申請者



<申請者>

- ⇒スマート農業技術の開発・供給を行う事業者
- ・ 農機メーカー ・ スタートアップ
 - ・ サービス事業者 ・ 大学、公設試験研究機関 等

認定の対象となる事業活動

- スマート農業技術等の開発（①）と開発した製品の供給（②）を一体的に取り組む事業活動が対象です。

① スマート農業技術等の開発

⇒農林水産省が示す

**重点開発目標※¹に該当する
スマート農業技術等※²の開発**



② スマート農業技術等の供給

⇒開発した製品の**生産及び販売、
又はスマート農業技術活用
サービスの提供**

<取組例>



① ネギの自動農薬散布ロボットの開発



② 開発した①の技術を用いた農薬散布サービスの展開

※ 1 人口減少下においても生産水準の維持を可能とする労働時間の削減割合及びその実現に必要なスマート農業技術を重点開発目標として設定

※ 2 スマート農業技術の他、その効果を高める種苗その他の農業資材も対象です。

